

## 第4次千曲市男女共同参画計画 計画変更について

### 【理由】

「第4次千曲市男女共同参画計画（現行）」は、男女共同参画社会基本法第14条第3項「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」の規定に基づき、第5次男女共同参画基本計画及び第5次長野県男女共同参画計画を勘案し策定されている。

しかしながら、市の最上位計画である「総合計画」の1年前に策定する計画年度となっていることから、次期千曲市総合計画との整合を図り、策定作業を進めることとした。

また、第6次男女共同参画基本計画及び第6次長野県男女共同参画計画策定から1年後の策定となることから、国・県の状況を注視・勘案することができるため、下記のとおり計画を変更したい。

### 【計画変更の内容】

#### ①次期計画の期間

現行計画の計画期間は令和3～7年度であるため、次期計画期間は令和8～12年度の予定であったが、令和8年度に策定される次期千曲市総合計画（令和9～13年度）との整合を図るため令和9～13年度としたい。

#### ②現行計画の延長

現行計画の計画期間が終了する令和7年度末から次期計画の計画期間が開始となる令和8年度当初（予定）までの間（1年間）は現行計画を延長したい。

	令和（年度）										
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
国：男女共同参画基本計画 （計画期間：5年）	現行					次期					
県：長野県男女共同参画計画 （計画期間：5年）	現行					次期					
市：千曲市総合計画 （計画期間：5年）	現行					次期					
市：千曲市男女共同参画基本計画 （計画期間：5年）	現行					② 延長	①	次期			
				③ 現行	延長						
				<意識調査>							

③意識調査の実施時期

計画延長に合わせ、策定年度の1年度前に実施している「意識調査」についても、直近のデータを基に計画を策定するため延長したい。(令和6年度→令和7年度)

**【計画変更案】**

- 第4次千曲市男女共同参画計画の期間 令和3年度～令和8年度(6年間)
- 計画の基本方針  
「第二次千曲市総合計画」の基本目標「個性と能力を発揮できる男女共同参画社会」  
→「第三次千曲市総合計画」の基本目標「多様性を認め合い、自分らしく輝ける社会」
- 指標の目標値 目標年度 1年延長

**【審議会の意見聴取】**

千曲市男女共同参画推進条例第9条第2項の規定に基づき、今後開催予定の千曲市男女共同参画計画審議会において議題とする。